

#### ④施設管理・衛生班の役割

- 施設の警備による防犯、危険箇所への対応
- 施設利用場所の選定と利用計画の作成
- 避難者の健康管理（感染対策、疾病予防）
- 生活衛生環境の管理

##### ●施設の警備による防犯、危険箇所への対応

※施設・設備について、定期的に確認します。余震などにより新たな危険な箇所が出た場合には立ち入り禁止にします。

※巡回等により、防犯・防火に努めます。女性や子どもは、人目のない所やトイレ等に1人で行かないように注意喚起します。

##### ●施設利用場所の選定と利用計画の作成

※運営上必要となるスペースを確保し、既に避難者が占有している場合には、事情を説明して移動してもらいます。スペースの再検討 **必要避難所最低面積（参考）（別紙5）**

※要配慮者については、特別な配慮が必要な方もいますので、状態に応じた割り振り等を考え、利用計画を作成する必要があります。

※施設管理者のアドバイスのもと、仮設トイレの設置場所や物資・食料の保管場所、トラック等の駐停車場所、荷おろし場所など様々な避難所の施設利用の場所選定と利用計画を作成します。 **避難所の部屋の割りの考え方（別紙6）**

##### ●避難者の健康管理（感染対策、疾病予防）

※感染症を予防するため、基本的には流水による手洗いを励行します。水道が使用不可の場合は擦式アルコール消毒による手指消毒で対応しますが、水が確保できた場合は、流水による手洗いを行いましょう。また霧吹きなどで水をスプレーするなど乾燥防止に努めます。

※トイレ前や手洗い場等に消毒液を配置し、「感染症予防（手洗い・消毒の励行）」を表示し、うがいや手洗いの励行を周知します。手洗い用消毒液は子どもの手の届かない場所に設置します。

※手拭き用にペーパータオル等を設置し、タオルの共用はしないよう推進します。

※消毒液・マスク・トイレトペーパー・ペーパータオルの在庫状況を把握し、早めに物資班へ補充を依頼し確保します。

※食後の歯みがきとブクブクうがいの励行を推進しましょう。

※体調不良者が出た場合には、スタッフに報告するよう周知しましょう。

※健康管理の呼びかけ **避難所のみなさんへ（様式25）**

※ペット対策として、避難所室内への同伴は禁止

被災者管理班と連携してペットに係る責任について原則飼育者にあることを伝え、登録台帳への登録を依頼します。 **ペット登録台長（様式8）**

飼育場所や飼育ルールを掲示し、避難者へ周知徹底を図ります。

**避難所におけるペット飼育ルール広報文（案）（様式26）**

## ●生活衛生環境の管理

- ※食料の衛生管理について、食器は使い捨てること、食べ残しは取り置きせずにその日のうちに捨てること、消費期限を過ぎたものは捨てることを避難者へ周知徹底します。
- ※ゴミ収集の管理及びゴミの処理（分別・生ゴミの処理）を行います。
- ※トイレと居住空間の2足制を導入します。
- ※管理班と連携し、定期的にトイレの状況を把握、総務班を通じてくみ取りを依頼します。
- ※布団の管理（日中は敷きっぱなしにしない、晴れた日には日光干しや通風乾燥など）や定期的な清掃を呼びかけます。
- ※清潔を保つために温かいおしぼりやタオル等で身体を拭いたり、足や手など部分的な入浴を導入し、推進します。また、入浴施設等生活衛生関連施設に関する情報収集及び提供に努めます。
- ※必要な物資を物資班に要請するなど、ハエや蚊などの対策をします。
- ※防塵マスクの着用（手に入らない場合はマスクなど）を呼びかけて、ほこりや粉塵などの吸引を防ぐとともに、管理班と連携して粉塵の発生をおさえます。また、粉塵などの吸引で咳、痰、息切れが続く人がいないか配慮します。
- ※定期的な換気を推進します。
- ※洗濯・風呂対策について、生活用水の確保ができれば、洗濯場や物干し場を確保します。
- ※仮設風呂の設置を地区対策本部へ要請します。